（別添参考資料１）現行の予防接種法及び既存の接種枠組みの概要について

１．予防接種法の概要

○　現行の予防接種法は、予防接種の実施等による国民の健康の保持及び健康被害の迅速な救済を図ることを目的として、主に以下の措置を講じている（詳細は８頁以降参照）。

・　予防接種基本計画等の策定（第２章）
　予防接種に関する施策の総合的な推進のため基本計画等を策定すること等について規定。

・　予防接種の実施（第３章）
　予防接種に係る実施主体、対象者、勧奨・努力義務等について規定。

・　予防接種の適正な実施のための措置（第４章）
　予防接種に係る副反応疑い報告及びその報告を踏まえた措置の実施等について規定。

・　予防接種による健康被害の救済措置（第５章）

・　雑則（第６章）
　国等の責務、厚生科学審議会への意見聴取、費用負担割合等について規定。

２．現行の接種類型について

○　現行の予防接種法においては、以下の３つの接種類型が設けられている。

（１）予防接種法第５条第１項に基づく定期の予防接種

> 第五条　市町村長は、Ａ類疾病及びＢ類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるものに対し、保健所長（特別区及び地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（第十条において「保健所を設置する市」という。）にあっては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

【趣旨】平時に感染症のまん延予防の観点から、接種を行うもの。

【構成】

・有効で安全なワクチンが存在し、かつ感染症のまん延防止のために接種をすることが必要であることなどを総合的に勘案して、政令において定期接種の対象とする疾病及び接種の対象者を決定。定期接種は自治事務であることから、技術的助言として定期接種実施要領等を定め、自治体に示す。
・市町村長は、期日又は期間を指定し、政令に基づき定期接種を実施する。
・Ａ類疾病は接種を受ける努力義務あり、勧奨あり。Ｂ類疾病は努力義務なし、勧奨なし。

【費用負担割合】

市町村の支弁（Ａ類疾病は９割、Ｂ類疾病は３割を地方交付税措置）
実費徴収可能

【健康被害救済】

A類疾病は高水準、B類疾病は低水準（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条の規定による副作用救済給付と同水準）

（２）第６条第１項に基づく臨時の予防接種

① 第６条第１項の場合

> 第六条　都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

【趣旨】

新たな感染症の発生や既知の感染症の病原体の突然変異等により、その感染症の緊急のまん延予防の観点から、接種を行うもの。

【構成】

- 臨時に予防接種を行うべき疾病が現に想定された場合に、（疾病の政令指定がなされていなければ政令指定の上）厚生労働大臣が官報告示等によりその疾病の種類を定める。臨時接種は法定受託事務であり、厚生労働大臣が法定受託事務の処理基準を定めることが想定される。
- 都道府県知事は、処理基準を踏まえ、地域における発生、まん延の状況等を総合的に勘案して、接種の対象者及び期日又は期間を指定し、接種を実施する。
- また、都道府県知事が自ら実施することも可能ではあるが、市町村長に実施を指示することもできる。
- 接種を受ける努力義務あり、実施主体から被接種者への勧奨あり。

【費用負担割合】

都道府県が実施する場合は、国１／２、都道府県１／２

市町村が実施する場合は、国１／３、都道府県１／３、市町村１／３

実費徴収不可

【健康被害救済】

高水準

【想定される適用状況の例】

- ある県で痘そう患者が発生。厚生労働大臣がそれを確認し、ワクチンの有効性・安全性等を勘案しつつ、臨時接種の対象疾病として「痘そう」を指定。
- 都道府県知事が、積極的疫学調査を実施し、患者の濃厚接触者を特定。これらの濃厚接触者を対象者として指定し、緊急に接種を実施する。
- いったん封じ込めに成功したものの、入念に、当該患者の発生地域内の者に接種を行うため、地域住民を対象として、市町村に接種を指示し、より大量の者に接種を実施。

② 第６条第２項の場合

> 第六条　（略）
> ２　厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

【趣旨】

新たな感染症の発生や既知の感染症の病原体の突然変異等により、その感染症の緊急のまん延予防の観点から、接種を行うもの。

【構成】

・ 全国的に新たな感染症が多発している等、第１項に比してより高い緊急性、広域性が認められるときに、厚生労働大臣が、都道府県知事に対し臨時接種の実施を指示するもの。予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第３条で、指示することができる場合の要件等が規定されている。

・ 指示を受けた都道府県知事は、第１項の場合と同様、接種の対象者及び期日又は期間を指定し、接種を実施する（※）。

（※）第６条第２項においては、「同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示する」と規定されていることから、一義的には、対象者や期間等の決定権限は都道府県知事に委ねられているものと解される。

・ 第６条第２項の臨時接種については、都道府県知事は自ら実施する必要があり、市町村長に実施を指示することはできない。これは「第１項に比して高い緊急性、広域性、専門性を要件としているからである」とされている（逐条解説予防接種法より）。

【費用負担割合】

国１／２、都道府県１／２

実費徴収不可

【健康被害救済】

高水準

【想定される適用状況の例】

・ 海外で「新感染症」の患者が発生。厚生労働大臣がそれを確認し、ワクチンの有効性等を考慮しつつ、（政令で疾病指定をした上で）臨時接種の対象疾病として当該新感染症を指定。

・ 国内でも新感染症の患者を確認。すぐさま、全国的にかつ同時発生的に患者が確認されはじめたことから、厚生労働大臣が、臨時に予防接種を実施するよう、全都道府県知事に対し、緊急に指示。

・ 指示を受けた都道府県知事は、大規模施設等を活用し、緊急に、地域住民に対して予防接種を実施。

（３）第６条第３項に基づく臨時の予防接種（いわゆる「新臨時接種」）

第六条　（略）

２　（略）

３　厚生労働大臣は、Ｂ類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

【趣旨】

Ｂ類疾病のうち、疾病に罹患した場合の病状の程度が重篤ではないと認められるものについて（※）、緊急のまん延予防の観点から接種を行うもの。

（※）新臨時接種は平成23年の予防接種法改正において、平成21年の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）のように、「感染力は強いが病原性の低い」感染症に対して臨時に予防接種を行うことを想定して創設された類型であり、第６条第３項の「（疾病）にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」という規定がこれを表現しており、当時の法制局資料においても以下のように説明されている。

＜平成23年予防接種法改正時の法制局説明資料（抜粋）＞

（１）臨時接種の特例的な状況として、「まん延予防上緊急の必要があると認められるものの、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤ではないと認められる場合」に、厚生労働大臣が当該疾病を定め、新たな臨時接種の実施を指示できるものとする。このため、第６条第３項の新たな臨時接種の対象となる疾病を定める場合には、「当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して」定めるものとする。

【構成】

・　平成21年の新型インフルエンザ（Ａ／Ｈ１Ｎ１）のように、病原性が低いが感染力が強い疾病について、接種対象者・優先順位を付けて接種を行うことが不可欠であるという観点から、厚生労働大臣が対象者、期日・期間を定める。
・　厚生労働大臣の指示に従って、市町村長が接種を実施。
・　ワクチンの供給調整や広報周知については、都道府県知事が協力する。
・　接種を受ける努力義務なし、実施主体から被接種者への勧奨あり

【費用負担割合】

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

実費徴収可

【健康被害救済】

中水準（Ａ類定期とＢ類定期の中間的な水準）

○　また、特措法においては、以下の２つの接種類型が設けられている。

（１）特措法第 28 条に基づく特定接種

（特定接種）

第二十八条　政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一　医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二　新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2　前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

4　厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

5　厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。

6　都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防

接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7　市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

【趣旨】

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、医療従事者等の職域に対して緊急に行われる接種。

【構成】

・ 政府対策本部が、社会機能維持に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）の従業員及び国家公務員・地方公務員のうち、発生時の状況に応じて対象者の範囲を決定。
・ 政府対策本部は、期間を設定しつつ、厚生労働大臣に特定接種の実施を指示し、厚生労働大臣が業所管省庁の協力を得ながら接種を実施する（地方公務員に対しては、それぞれの地方公共団体が実施する）。
・ 接種を受ける努力義務あり、実施主体から被接種者への勧奨あり

【費用負担割合】

国負担

【健康被害救済】

高水準

（２）特措法第 46 条に基づく住民接種

（住民に対する予防接種）

第四十六条　政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

2　前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

3　第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予

防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

4　前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

5　市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

6　第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

【趣旨】

新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることがないようにするため、緊急に行われる接種。

【構成】

・ 政府対策本部が、新型インフルエンザ等緊急事態において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、基本的対処方針を変更し、接種の対象者及び期間を定める。この決定に当たっては優先順位を付けることになるが、国民の生命及び健康を保護する観点にとどまらず、国民生活及び国民経済の安定のため、ひいては国家の存続のために次代の国家を担う次世代から優先的に予防接種を行うことを想定。
・ 政府対策本部の決定に基づき、厚生労働大臣が都道府県を通じ市町村に、予防接種法第６条第１項の臨時接種を実施するよう指示する。
・ 接種を受ける努力義務あり、実施主体から被接種者への勧奨あり

【費用負担割合】

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４（必要に応じ、かさ上げ措置あり）

【健康被害救済】

高水準

（参考）予防接種法の概要

※［　　　］内は、政令又は省令で規定

1．目　的

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。（法第１条）

2．概　要

(1)予防接種基本計画等

○予防接種基本計画（法第３条）

厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種に関する基本的な計画を定めなければならない。

○個別疾病指針（法第４条）

厚生労働大臣は、Ａ類疾病及びＢ類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病ごとに当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針を予防接種基本計画に即して定めなければならない。

(2)定期の予防接種の実施

○定期の予防接種等の対象疾病（法第２条）　［予防接種法施行令／予防接種実施規則］

Ａ類疾病

ジフテリア　［１期：生後３～90 月・２期：11 歳以上 13 歳未満／DPT-IPVorDPT&DT］

百日せき　［生後３～90 月／DPT-IPVorDPT］

急性灰白髄炎　［生後３～90 月／DPT-IPVorIPV］

麻しん　［１期：生後 12～24 月・２期：小学入学１年前／単味orMR］

風しん　［１期：生後 12～24 月・２期：小学入学１年前／単味orMR］

日本脳炎　［１期：生後６～90 月・２期：９歳以上 13 歳未満／単味］

破傷風　［１期：生後３～90 月・２期：11 歳以上 13 歳未満／DPT-IPVorDPT&DT］

結核　［生後１歳／ＢＣＧ］

Ｈｉｂ感染症　［生後２～60 月／単味］

肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）［生後２～60 月／単味］

ヒトパピローマウイルス感染症［12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子／単味］

痘そう　［対象者の規定なし］

水痘　［生後 12 月～36 月／水痘ワクチン］

Ｂ型肝炎　［生後１歳／Ｂ型肝炎ワクチン］

ロタウイルス感染症［生後６週から 24 週又は 32 週／ロタウイルスワクチン］※令和２年 10 月１日施行

Ｂ類疾病

インフルエンザ［65 歳以上 or60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者／単味］

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）［65 歳の者 or60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者／単味］

○定期接種の実施（法第５条）

市町村長は、当該市町村の区域内に居住する者であって政令で定めるもの（上記の期間にある者）に対し、期日又は期間を指定して、予防接種を行わなければならない。

○臨時接種の実施（法第６条）

都道府県知事は、Ａ類疾病又はＢ類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、対象者及び期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。また、厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、当該予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる（第１項及び第２項）。

Ｂ類疾病のうち比較的病原性が低いもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時の予防接種を行うよう指示することができる（第３項）。

○予防接種を行ってはならない場合（法第７条）

予防接種を受けようとする者について、問診、検温及び診察により健康状態を調べ、当該予防接種の接種不適当者に該当すると認めるときは、予防接種を行ってはならない。

○予防接種の勧奨（法第８条）

市町村長又は都道府県知事はＡ類疾病の定期の予防接種及び臨時の予防接種を受けることを勧奨するものとする。

○予防接種を受ける努力義務（法第９条）

Ａ類疾病の定期の予防接種又は臨時の予防接種（法第６条第３項に基づくものを除く。）の対象者は当該予防接種を受けるよう、保護者は対象者に予防接種を受けさせるよう、それぞれ努めなければならない。

(3) 定期の予防接種の適正な実施のための措置

○定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告（法第 12 条）

病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を呈していることを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

○定期の予防接種等の適正な実施のための措置（法第 13 条）

厚生労働大臣は、毎年度、法第 12 条の規定による報告の状況について、厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、定期の予防接種等の適正な実施のために必要な措置を講ずるものとする。

○機構による情報の整理及び調査（法第 14 条）

厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、法第 12 条の規定による報告に係る情報の整理や調査を行わせることができる。

(4) 定期の予防接種等による健康被害の救済措置

○給付者（法第 15 条）

市町村長

※厚生労働大臣が審議会等[疾病・障害認定審査会]の意見を聴き、認定する。

○給付の範囲（法第 16 条）

医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、遺族年金（②）、遺族一時金（②）、葬祭料

※②は、Ｂ類疾病の定期の予防接種のみに適用

○給付の額等（法第 17 条）

政令で定める

※Ｂ類疾病に係る給付額等については、医薬品医療機器総合機構法に基づく副作用救済給付の規定を参酌して定める。

○救済措置に関するその他の事項（法第 18 条から第 21 条まで）

損害賠償との調整、受給権の保護、公課(租税等)の禁止　　等

(5) その他

○費用の支弁（法第 25 条から第 27 条まで）

- 予防接種を行うため及び給付に要する費用は、市町村（第６条第１項の場合は都道府県又は市町村）の支弁とする。
- 第６条第１項に規定する臨時接種を行うために要する費用は、都道府県は市町村の支弁の２／３、国は都道府県の負担の１／２を負担
- 健康被害の救済措置に係る給付に要する費用及び第６条第３項に規定する臨時接種を行うために要する費用は、都道府県は市町村の支弁の３／４、国は都道府県の負担の２／３を負担

○実費の徴収（法第 28 条）

定期の予防接種については、実費を徴収することができる。ただし、経済的理由により、費用負担ができないときは、この限りではない。

○事務の区分（法第 29 条）

臨時接種に関する事務及び健康被害の救済に関する事務は、法定受託事務。

予防接種法及び新型インフル等特措法上の接種類型について

（現行の接種類型の一覧）

	定期接種	臨時接種		新臨時接種	特定接種	住民接種	（参考）2009年新型インフルの際の対応
根拠	予防接種法第5条第1項	予防接種法 第6条第1項、第2項		予防接種法 第6条第3項	特措法第28条 （臨時接種とみなす）	特措法第46条 （予防接種法第6条第1項を読み替えて適用）	予算事業
趣旨等	平時のまん延予防 ・A類 集団予防 ・B類 重症化予防	痘そうの流行時のように、疾病のまん延予防上緊急の必要 第1項の場合 （都道府県の判断で実施）	第2項の場合 （厚労大臣の指示により実施）	2009年A/H1N1のように、病原性が低い疾病のまん延予防上緊急の必要	医療従事者等公共性の高い社会機能維持者への接種	緊急事態宣言下での国民全体に対する接種	死亡者や重症者を出来る限り減らすこと、そのために必要な医療の確保を目的として接種
主体	市町村長	都道府県知事 市町村長 （都道府県知事が指示できる）	都道府県知事 （厚労大臣が指示できる）	市町村長 （厚労大臣が都道府県通じて指示できる）	厚生労働大臣 （政府対策本部長が指示できる）	市町村長 （厚労大臣が都道府県通じて指示できる）	国 （実施要綱で都道府県、市町村の役割を規定）
対象者	政令で決定	都道府県知事が決定	都道府県知事が決定	厚生労働大臣が決定	医療従事者、公務員等	政府対策本部が基本的対処方針を変更して決定	全国民を対象 （優先順位を付けて接種）
費用負担	市町村長 A類：地方交付税9割 B類：地方交付税3割 ※実費徴収可	○ 都道府県実施 国 1/2 都道府県 1/2 ○ 市町村実施 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	国 1/2 都道府県 1/2	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 ※実費徴収可 （低所得者以外は実費徴収することを想定）	国 （地方公務員への接種は、それぞれの都道府県・市町村が負担）	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 （自治体の財政力に応じ、国がかさ上げの財政負担を講じる）	低所得者分について 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4 ※実費徴収可
救済	A類：高水準 B類：医薬品と同水準	高水準	高水準	やや高水準	高水準	高水準	医薬品と同水準 （健康被害救済に係る特別措置法を制定）